

水痘予防接種が定期の予防接種になります。

平成26年10月1日より、水痘が定期予防接種の対象疾病に追加されます。

対象者：生後12月から生後36月に至るまでの間の者

接種回数：乾燥弱毒生水痘ワクチン 2回

生後12月から生後15月に達するまで期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回目の接種を行う。

接種方法：指定医療機関に電話予約後接種

接種費用：無料（公費負担）

持ち物：接種券、母子健康手帳

平成26年10月1日より前の接種の取り扱いについて

- ・平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した者は、定期の予防接種として受けることは出来ません。
- ・平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、既に水痘予防接種を1回受けたものとみなします。
- ・平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に水痘予防接種を1回受けたものとみなします。この場合は、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行います。

予防接種の特例

平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間は、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者についても定期接種の対象となります。乾燥弱毒生水痘ワクチンを、1回行います。ただし、生後12月以降に1回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、定期予防接種として受けることは出来ません。

指定医療機関

指定医療機関	電話番号
あおい皮フ科クリニック	9 1 - 7 2 0 1
板倉医院	4 1 - 0 9 0 0
エンゼルこどもクリニック	4 5 - 2 5 2 5
小林クリニック	4 3 - 0 3 8 8
小町こどもクリニック	4 6 - 5 8 8 5
さかべ医院	4 1 - 1 9 2 3
杉浦医院	4 1 - 0 0 1 9
高橋医院	4 2 - 2 3 3 3
永井小児クリニック	4 1 - 0 2 0 2
にしばたクリニック	4 2 - 2 0 0 0
みどりの森クリニック	4 3 - 3 7 7 3
わしづかクリニック	4 5 - 2 5 3 5
碧南市民病院	4 8 - 5 0 5 0

問い合わせ先：健康課（碧南市保健センター）母子保健係
電話 4 8 - 3 7 5 1